

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 : 交通機関等を利用して外出する 2 : 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 : 介助により外出し、日中は殆どベッドから離れて生活する 2 : 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 1 : 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 : 介助により車椅子に移乗する
	ランク C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1 : 自力で寝返りをうつ 2 : 自力では寝返りもうたない

ポイント

- 原則として移動にかかる状態像に着目し、合わせて排泄、食事、着替に着目して判定してください。
- 能力があるにもかかわらず行っていない状況にあるときは、能力に応じて判定してください。
- 補そう具、車椅子等を使用している場合は、使用している状態で判定してください。
- 認知症により指示を理解できないため、移動や食事を行うことが出来ない場合であっても、身体の状況のみに着目して判定してください。

認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少みられても誰かが注意していれば自立できる。 a : 家庭外で上記 I の状態が見られる b : 家庭内でも上記 I の状態が見られる
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。 a : 日中を中心として上記 II の状態が見られる b : 夜間を中心として上記 II の状態が見られる
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

ポイント

- 意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目してください。
- 評価にあたっては、家族等の介護者からの情報も参考にしてください。
- 認知症の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではありません。